

議案第18号

富津市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
富津市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定
する。

令和7年2月21日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

市内在住の富津市立中学校全学年の生徒に係る学校給食費を無償化するため、条例の一部を改正するものである。

富津市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例

富津市学校給食費の管理に関する条例（令和5年富津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「不徴収」を「不徴収等」に改め、同条中「第3学年」を削り、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食費を徴収する。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助により学校給食費に関する給付を受けている場合

（2）国又は地方公共団体が学校給食費負担者に対して行う学校給食費に関する給付を受けている場合（前号に掲げるものを除く。）

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が学校給食費を徴収する必要があると認める学校給食費に関する給付を受けている場合

3 前項の給付を受けている学校給食費負担者に係る学校給食費については、前条第2項に規定する学校給食費（当該給付を受ける期間に係るものに限る。）の額の全額を当該学校給食費負担者の負担とし、このうち当該給付の額を控除した額を徴収しないものとする。

第9条第1項第1号中「給食提供小中学生」を「小学校で学校給食を受ける児童」に改め、同条第2項第1号中「（昭和25年法律第144号）」を削り、同項中「補助」を「給付」に改める。

別表中

「

小学校に就学する児童並びに小学校及び富津市学校給食調理場の設置等に関する条例（昭和46年富津市条例第56号）第2条に規定する単独校調理場に勤務する職員

中学校に就学する生徒並びに中学校及び富津市学校給食調理場の設置等に関する条例第2条に規定する共同調理場に勤務する職員
--

」を

「

小学校に就学する児童及び小学校に勤務する職員
中学校に就学する生徒並びに中学校及び富津市学校給食共同調理場の設置等に関する条例（昭和46年富津市条例第56号）第2条に規定する共同調理場に勤務する職員

」に

改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。